

令和6年逗子市教育委員会7月定例会会議日程

令和6年7月10日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第3会議室

日程第1 5月定例会会議録の承認について

日程第2 教育長報告事項について

日程第3 報告第15号 教育委員会職員の人事について

日程第4 議案第16号 逗子市文化財保護委員会に対する諮問について

日程第5 その他

令和6年逗子市教育委員会7月定例会教育長報告事項

- 1 令和6年度市町村教育委員会研究協議会について 6月27日（木）

報告第15号

教育委員会職員の人事について

教育委員会職員の人事について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年7月10日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

人事異動新旧対照表（教育）

主査以下（1名）

（令和6年7月1日付）

職 名	氏 名	新	旧	備 考
技術職員	山口 悟	子育て支援課	都市整備課	

採用（1名）

職 名	氏 名	所 属	備 考
事務職員	石場 拓実	子育て支援課	

議案第16号

逗子市文化財保護委員会に対する諮問について

逗子市文化財保護条例(昭和43年逗子市条例第11号)第11条2項の規定に基づき、
逗子市文化財保護委員会に諮問するもの。

令和6年7月10日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

(案)

諮問

逗子市教育委員会諮問第 号
2024 年（令和 6 年） 月 日

逗子市文化財保護委員会委員長 様

逗子市教育委員会

逗子市重要文化財の指定について（諮問）

逗子市文化財保護条例（昭和 43 年逗子市条例第 11 号）第 11 条第 2 項の規定により、次の物件の指定について、貴委員会の意見を求めます。

物件名 木造十一面観音菩薩坐像
種 別 有形文化財（彫刻）
数 量 1 躯
所在地 逗子市沼間 2 丁目 1402
所有者 神武寺

対象物件の概要

名 称

木造十一面観音菩薩坐像 1 軀

種 別

有形文化財（彫刻）

時 代

鎌倉時代

材料・技法

寄木造

像高

53.4cm

所在地

逗子市沼間2丁目1402

所有者

神武寺



概 要

頭上に十一面を戴き、左手で花瓶を執って岩座上の蓮華座に座す。寄木造で玉眼を嵌入し、表面肉身部を金泥塗りとしている。構造は、頭体前後矧ぎを基本とし、像底を上げ底式に刳り残す。張りのある秀麗な面立ちや、頭体のバランスのとれた形姿など、独特の雰囲気をもった美作である。

切れのよい衣文刻出や、上げ底式の像底部など鎌倉前期からの伝統を引く慶派系統の作と思われる。また脚部にみられる波打つような衣縁の表現は宋風とみとめられるが、こうした表現は、十四世紀前葉の南都仏師康俊あたりの像と共通しており、本像の造立時期がその頃であることを思わせる。

なお本像は明治初年の神仏分離の際、鎌倉荏柄天神社より遷されたと伝えられる。